

田辺市地域公共交通活性化協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、同法第6条第1項の規定に基づき、田辺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 近畿運輸局和歌山運輸支局の職員
- (2) 和歌山県の関係行政機関の職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 関係する一般旅客自動車運送事業者の代表
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (7) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 鉄道事業者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) 市の職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和8年5月31日までとする。